

第2回 議会改革協議会 会議要旨

開催日：平成29年6月14日（水曜日）

会場：議会運営委員会室

出席者：戸町座長、田中議員（自由民主党）
成重議員、松岡議員（公明党）
森議員、奥村議員（ハートフル北九州）
荒川議員、大石議員（日本共産党）

議題：

- 1 第1回議会改革協議会の協議結果について（確認）
- 2 議会活動の効率化、議場整備について
- 3 選挙公報の発行について
- 4 その他

主な意見など

1 第1回議会改革協議会の協議結果について（確認）

【事務局説明】

※資料1のとおり、第1回議会改革協議会の協議結果を取りまとめ、市議会ホームページに掲載したことを報告。

【座長】

- ・ただ今の説明について、ご確認いただけるか。（全員了承）

2 議会活動の効率化、議場整備について

（1）会議場設備の充実、バリアフリーの充実

○「発言の手話通訳」について

【事務局説明】

※資料2により、説明。

※以下、事務局説明に対する質疑応答、意見等

【公明党】

- ・会派では、手話通訳と要約筆記は同時に行うことを考えるべき、技術的、人的課題など、本市議会で行うにはどうしたらよいか検討すべきという意見がでた。
- ・手話通訳の団体は2団体とあるが、この2団体が本市と提携しているのか。他の団体もあるのか。
- ・本市の派遣実績は、いずれも議員からの依頼か。（事務局：そのとおり。）

【ハートフル北九州】

- ・要約筆記について、他都市調査したものがあるか。
- ・予算額に開きがあるのは、手話通訳者が常時いるところとそうでないところの違いか。

【日本共産党】

- ・手話通訳は、本市は1ヶ月だが、他都市は7日前とか3日前と短いのはなぜか。
- ・他都市で、聴覚障害がある議員がいた場合、議会内のやりとりを聞き取るために手話通訳を配置することはあるか。

【事務局】

(公明党からの質問に対して)

- ・提携を結んでいるということではなく、手話通訳者を派遣しているのが2団体あるということ。他の団体もあるかもしれないが、制度として手話通訳者を派遣している団体がこの2つである。

(ハートフル北九州からの質問に対して)

- ・要約筆記について、他都市を調査したものはない。
- ・手話通訳者が常時いるところは他都市にはない。あくまで予算額であり、執行額ではないので、開きがあるということ。

(日本共産党からの質問に対して)

- ・手話通訳の申し込みは、基本的には1ヶ月前までだが、団体によるとうち少し短くするという相談もできるということ。他都市が短いのは、これまで実績を積み重ねてきた結果だと思う。
- ・聴覚障害がある議員がいた場合の他都市の対応については、調べて回答したい。

【座長】

- ・可能であれば、聴覚障害がある議員がいた場合の他都市の対応について、次回までに事務局で調べてほしい。
- ・本市の職員の中に手話通訳をできる人がいるか調べてほしい。
- ・知り合いの聴覚障害者の方から聞いたことだが、タブレットやスマートフォンの音声認識アプリケーション「UDトーク」というのがある。今、かなりの方がこのUDトークを利用していると聞く。このアプリケーションは、音声を自動的テキスト化するもので、例えば、聴覚障害を持たれている方が傍聴をする際に、アプリケーションが入ったタブレットを貸し出して、音声認識ソフトを通してテキスト化するというのも、ひとつの手だと思っている。各党派で使い勝手等を研究してほしい。課題は、議場の中に携帯電話やスマホ、タブレット等を基本的には持ち込むことができないので、その改正が必要ということ。要約筆記に代替できるかもしれないので、次回議論したい。
※各委員、UDトークを試用。

○「本会議場へのプレゼン機材の設置」について

【事務局説明】

※資料3により、説明。

※以下、事務局説明に対する質疑応答、意見等

【公明党】

- ・本市議会で行うとなれば、予算見込みはどのくらいか。

【ハートフル北九州】

- ・映像を映すためのパソコン等機材は、共通のものを使っているのか。
- ・映像を映しているとき、テレビ中継の画面はどうなっているか。
- ・各市の導入年度はわかるか。他都市と同種の仕様で本市に導入した場合の、費用の比較ができればよいと思う。
- ・プロジェクターの本市への導入はどうか。明るさの問題があるが、一番費用も安く済むと思う。

【日本共産党】

- ・映像をスクリーンに映す場合、他都市では事前の手続きが必要か。
- ・他都市の仕様で「議席向き」と「議席・執行部向き」とあるが、傍聴席向きはないのか。

【事務局】

(公明党からの質問に対して)

- ・年式や大きさや画質によって費用は異なる。現在のところ、本市議会で行う場合の試算は行っていない。

(ハートフル北九州からの質問に対して)

- ・パソコン等の機材は共通のものを使っている。
- ・市によっては、インターネット中継やテレビ中継に一切スクリーンを映さないところもあるようである。
- ・設置年度は、さいたま市が平成 22 年度、川崎市が平成 23 年度、堺市は平成 22 年度。機材については、3 都市と同種のを本市に導入するとした場合の現時点での費用を試算したい。
- ・プロジェクターで対応している市もあるが、画面の大きさなどの問題がある。プロジェクターを置く場所や、議場の安全面の問題もある。

(日本共産党からの質問に対して)

- ・各市で異なるが、何日か前までに、議長か議会運営委員会に申請する必要がある。その際、議員の方で著作権についてクリアするなどの条件が付されているところもある。
- ・議場には様々な形がある。どの市も傍聴席から映像を見ることができるようになっていると思う。

【座長】

- ・機材の設置には、多額の費用がかかると考えている。電子機器の場合は、日進月歩で改良が進んでいる。当協議会として、「議事堂の建替えのときに、プレゼン機材の設備を伴った議事堂にしてはどうか」という提言をだしてはどうかと思う。一旦、会派に持ち

帰っていただいて検討してほしい。

- ・現実的な対応として、議場で資料配付する場合、あわせて傍聴者にも配布することになれば、随分経費も少なく済み、機材の設置と同等とまではいかないが、かなり効果が出ると考えている。各会派でぜひ検討願いたい。

○「傍聴席及び議員自席の音響設備改善」について

【座長】

- ・傍聴席及び自席の音響設備の改善については、前回、推進すると話したが、各会派の意見はどうか。（各会派とも「推進する」意向を表明）それでは、当協議会の要望として代表者会議に報告する。

※以下、意見等

【ハートフル北九州】

- ・会派で、補聴器に直接音を送り込む磁気ループは、議場にあるのか、あるならその更新を、無いならその整備をとの意見があった。

【事務局】

- ・磁気ループは、本会議場と第6委員会室にある。第6委員会室のものは使えるが、議場のものは故障しており、早急に修理したい。

○「車椅子対応」について

【事務局説明】

※資料4により、説明。

※以下、事務局説明に対する質疑応答、意見等

【公明党】

- ・車椅子の方がたくさん来られた場合、4台分の傍聴エリアしかないが、対応できるのか。その場合は、議場後部の柵を外して、車椅子の方に入っていただいているかどうか。記者席に入っていただいているかどうか。

【ハートフル北九州】

- ・電動カートは、法律上車両なのか。議事堂に入れるのか。
- ・議事堂のじゅうたんだと、電動カートが動きにくいなどはないか。

【事務局】

（公明党からの質問に対して）

- ・議場の傍聴者が定員を超えた場合は、議事堂内の会議室でテレビ中継を見ていただく対応になっている。車椅子の方の場合も同様に考えている。
- ・市議会傍聴規則第11条で、「傍聴人は、議場に入ることができない。」となっており、

議場に車椅子の方が入るには規則改正が必要となる。

- ・記者席は、話題となる議案がある場合などでは、一杯になっている。記者席を減らすのは難しいと思う。

(ハートフル北九州からの質問に対して)

- ・電動カートは、法律上車両ではない。議事堂に入ることは可能。
- ・議事堂のじゅうたんは、車椅子での移動では支障なく、電動カートだと車椅子より若干重いが対応できると思う。

【座長】

- ・前回の協議会では、「車椅子を傍聴席の前列へ設置すべき」や、「傍聴席の傾斜が急なため対応すべき」など意見があったが、抜本的に改修するには、難しい工事となり、多額の費用を要する。当協議会としては、「議場を改修するときに、車椅子の方々が来られることを前提とした傍聴席をつくってはどうか」という提言を出してはどうかと考えている。会派に持ち帰って、協議願いたい。

(2) PC・タブレットの利用、ペーパーレス化

【座長】

- ・5月31日に、タブレットを活用したデモンストレーションを行った。各委員に感想を聞きたい。

【自由民主党】

- ・便利でわかりやすかったと思う。附箋（メモ機能）を付けられたり、紙を見ながら書けたりできればいいと感じた。

【公明党】

- ・お知らせも一斉に執行部や事務局から来るということで非常に使いやすいと思う。見比べたりするときに、画面を2分割とか4分割とかできたらいいと思う。

【ハートフル北九州】

- ・思ったよりも使いやすい。使い慣れてない人でも慣れるのにそんなに時間がかからないと思う。
- ・会派内でも紙資料を使うことが多く、連絡を取り合うことも多いため、利用が可能なら利便性が上がると思う。また、会派内限定で資料を利用するような使い方ができれば、なお便利になると感じた。

【日本共産党】

- ・当日参加できなかったが、後で色々教えてもらい、確かに便利さはあると思っている。どの範囲まで行かうかという点を少し詰めて議論していただければと思う。

【座長】

- ・前回の協議会では、事務局から今年度、PC・タブレットの導入について、費用対効果

やセキュリティなどの課題等について、調査委託業務を予算化しているとの説明を聞いている。調査委託の報告書を基に、今後、議論を深めたいと考えている。(全員了承)

3 選挙公報の発行について

【事務局説明】

※前回話題となった、選挙公報の発行目的と掲載文の制約と、選挙公報のホームページ掲載について説明。

(選挙公報の発行目的と掲載文の制約について)

- ・大原則として、憲法で、表現の自由が保障されている。さらに憲法は、検閲を禁止している。
- ・一方で、公職選挙法は、「選挙の公正」の確保のため、言論や文書図画等による選挙運動の方法に対しても一定の制限を加えている。特に文書図画による選挙運動は、金のかかる選挙の原因になりやすい、つまりは腐敗を生じやすいという危惧から、包括的にこれを禁止し、一定の規程に従ったものに限って使用を認めている。
- ・さらに、その使用に際して、候補者にお金をかけさせず、候補者間の選挙運動の機会均等を図るという選挙公営の考え方に基づいて、法は便宜を供与している。
- ・選挙公報の発行は、この選挙公営の考え方に基づき、国又は地方公共団体がその費用を負担して行う、候補者への便宜供与の一つと位置づけられている。
- ・その公職選挙法においても、第 169 条で選挙公報の掲載文は原文のまま掲載しなければならないと規定されている。

(選挙公報のホームページ掲載について)

- ・北九州市長選挙において、選挙公報を選挙管理委員会のホームページに掲載している。北九州市議会議員選挙についても、選挙公報の発行を条例で定めれば、北九州市長選挙と同様に、選挙公報のホームページ掲載の実施が見込まれる。
- ・なお、公職選挙法上は、選挙公報は各世帯に配布しなければならないため「紙ベース」での発行が前提であり、ホームページ掲載では各世帯に配布したことにはならない。
- ・選挙公報のホームページ掲載は、公職選挙法第 6 条の規定に基づき、選挙公報の発行主体である選挙管理委員会の判断で、有権者に対する啓発、周知活動の一環として行うものである。

※以下、意見等

【自由民主党】

- ・会派には、発行してもいいだろうという考えを持つ人もいる。また、地方選挙の法定ビラの議論も始まっており、それで賄ってはどうかとかいう意見もある。会派全体として方向性は概ね固まっているが、個別なところでは、まだまとまってない。

【公明党】

- ・公明党として、前向きに選挙公報を出す方向で考えているが、しっかり公平公正にやるべきだと思う。

【ハートフル北九州】

- ・前回以降、会派から新しい意見は出ていない。会派としては、発行すべきという前提で、方法等議論していただきたい。

【日本共産党】

- ・わが党は発行すべきだということ。言うまでもなく、公序良俗に反しないとか、誹謗中傷はしないとか、虚偽の内容は載せないというのは当然のことである。

【座長】

- ・選挙公報の発行の論点については、前回と今回で概ね整理されてきていると思う。しかし、会派内に様々な意見があり、意見集約にまだ時間がかかる会派もあるような状況と理解している。
- ・選挙公報の発行は重要なテーマであることを考えると、結論を早急に出すのではなく、時間をかけて会派内の意見集約をやっていただくことが大事なことだと考える。
- ・各委員には、引き続き、会派での意見集約に努めていただき、意見の集約がなされた段階で、次の協議をしたいと思う。(全員了承)

4 その他

【議長】

- ・今回の議題にあがっている事項は、予算の問題等もあるが、市民に開かれた議会をつくるために非常に大切なことだと思っている。
- ・できるだけスピード感を持って、前向きに進めてほしい。